買い物不便地域出店促進事業

【目　的】

・買い物が特に不便と認められる地域において、生鮮食料品を含む小売業を営む中小企業者等を支援する。

【補助交付金額】

補助金額
市長が認めた補助対象経費の 2/3 以内

※消費税額については、補助対象経費に含めない。

【補助対象地域】

・市長が認めた、買い物が特に不便な地域

【対象者】

・中小企業者等（本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等も可）

【対象となる事業】

・補助対象地域において、市長が認めた中小企業者等が、生鮮食料品を販売する小売業の店舗を新たに出店する場合の次の経費の一部を予算の範囲内で補助します。

【対象となる経費】

市長が認めた次の経費が対象となります。

補助対象経費
・店舗の改修、改築及び新築工事費 ・備品購入費 ・店舗を開業した月から起算して 36 か月分の賃借料

【申請について】

・この事業は、市と十分な協議を行い、協議が整った上で、市が予算を確保し、申請を受けることを想定していますので、申請のスケジュール等については、事前に提示しません。